

回覧

「大規模太陽光発電設備の設置」に関する 事業者説明会(第2回)の開催

千福が丘町内会
事務局

11月18日(土)に第1回の実業家説明会を開催いたしました。住民の皆様からの活発な質問と、事業者からの説明により事業の内容がかなり明確になりました。一部回答を頂きたい項目もありますので、第2回の実業家説明会を下記の日程で開催いたします。

第2回説明会の日時

2020年 3月7日(土) 13:30~15:30 町内会館

説明会の内容

- (1) 1回目の説明会の質問に対する回答
- (2) 疑問に対する更なる質問
- (3) 今後の事業展開の確認
- (4) その他

資料として、第1回目の説明会の議事録(正式な議事録ではありませんが、事業者が作成した議事録を町内会で校正したもの)を添付致します。参考にして下さい。

この問題に関心のある方、又太陽光設備に関して経験知識をお持ちの方には是非出席をお願い致します。特に設備設置場所の近所の方は出席して下さい。

尚設備概要は先の説明会の通りですが、再度その概要を掲載致します。

[1] 概要

[1] 設備概要等

- (1) 太陽光発電設備設置場所
千福が丘 3丁目14-21、22 38班ブラブラの前の空き地
(土地所有者 バイソンエナジー(下部) 面積 約4,000平方m)
※ 2018年10月 (株)スタジオシントックスよりバイソンエナジーが取得
- (2) 事業主
バイソンエナジー(株) (中国系企業) 資本金5,000万円
- (3) 発電出力
太陽電池モジュール : 375.76kW(太陽電池の合計出力)
PCS : 280kW(発電出力) 年間発電量 : 620,200kWh
パネル916枚の設置(平地の他に南側法面にもパネル設置)
太陽電池の発電効率: 20.8%(実行変換効率) (JA SOLAR製)
- (5) 東京電力との契約
2018年に完了
- (6) 設備の認定
経済産業省による設備の認定 認定済み(認定期日 不明)
- (7) 工事予定
2020年7月~2021年2月

以上

千福が丘「大規模太陽光発電設備の設置」に関する説明会(議事録)

- 1 開催日時：2020年1月18日 13:30～15:30
- 2 開催場所：千福が丘区 町内会館にて
- 3 議題：太陽光発電設備の新築に関する事業説明
- 4 出席者：
 - (1) 区会長及び管理職 7人
 - (2) バイソンエナジー(株)出席者 3人
 - (3) 区民 22人(出席名簿あり)
- 5 プログラム：
 - (1) 挨拶：小俣会長
 - (2) バイソンエナジー(株)出席者の紹介
技術部長：山崎
開発部長：ヘレン
開発部：アリナ
 - (3) バイソンエナジー(株)にて説明
 - (4) 住民とのQ&Aの実施
 - (5) 閉会
- 6 議事録：
 - (1) 司会の説明
 - (2) 会長の挨拶
 - (3) 千福が丘における「Bison52号太陽光発電所」の事業説明
説明者：バイソンエナジー(株)山崎さん
説明内容：
 - ア バイソンエナジー(株)紹介(会社沿革、組織体制)
 - イ 事業所在地の説明(所在地、面積、土地契約済)
 - ウ 発電所の概要(出力、年間想定発電量、工事予定)
 - エ 発電所の配置図に関する説明
 - オ 東京電力との接続契約の説明
 - カ 経済産業局の認定
 - キ 法令申請及び工事計画の説明
 - (4) 質問&回答
 - 1) Q：(24班の小泉さん)2020年に着工されると理由及び着工日の確認
A：事業計画書の着工日および開始日について、あくまで予定となっております。行政側の手続きおよび地元説明などの関係で、ご理解をいただきながら進めていきたいと思っております。工事期間は状況により、変更することが可能です。本事業の工事期間は目安として、3ヶ月間かかると思っています。
 - 2) Q：(31班の森川さん)御社の基本スタンスを確認したい。本件太陽光発電施設に関して、工事中及び運転開始後、何か不都合が生じた場合、例えば騒音、反射、強風によるパネルの飛散、火災、高周波等から発生するノイズなど、責任者はバイソンエナジー(株)にあると理解してよろしいですか。

A: 皆様にご迷惑をおかけしないように工事をさせていただきます。建設工事期間中、運転期間中、または撤去工事を含めての細かい部分は区との協定書の中で明文化し、皆様が納得できるように交わりたいと思います。発電の建設に関して、工事、運転稼働中及び撤去など、保険に入る予定です。区長(会長)にもどのような形の保険に入るのか、どのような賠償を行うのかを、資料として提出します。なお、騒音、反射などの具体的な資料は、確認した上、後ほど提出いたします。

- 3) Q: (32班阿久津さん) 現地は高台ですので、反射があるので、少なくともパネルの角度が家の隙間にぬけるように設置してください。あと高台のため、何倍の風速となるはず。万が一パネル等が飛んだ場合の住民被害は、全額補償とプラスアルファのことをお願いします。もともと千福が丘は緑の街ですので、電気法上のフェンスだけではなく、植栽で、発電所中の架台が見えない措置を施してしてください。植栽による防風対策とか、パネル飛散に対して、ぜひ検討してください。

A: いただいた内容に基づいて、検討後、改めて回答させていただきます。

- 4) Q: (橋本さん) まず立場を明確しておきます、大反対。なぜ千福が丘を選択しましたか。当地は住宅地という観点からも賛成しかねる。

A: (バイソンエネルギーのヘレンさん) 弊社は北海道と沖縄以外、全国的に開発をしております。土地の仕入れは不動産仲介、ネット上で販売している土地、地元の住民紹介などの方法があります。本件土地は2018年ネット上でたまたま販売情報を見つけました。仲介業者とやり取りをして、土地売買契約をしました。そして、電力会社との契約、行政側の申請などをして、本件の土地に、太陽光発電所の建設は可能という確認をした上で、今回の説明会を開催しました。

- 5) Q: (32班の村田さん) 事業ガイドライン、1月15日に市議会において裾野市の自然環境と再生可能エネルギー発電事業と調和に関する条例などご存じかと思えます。まず、住民説明会を開催するにあたって、バイソンエネルギーさんはどんな努力をしたか。二点目、地元説明会、個別訪問など、具体的な方法と範囲、どのようにされていますか。三点目、最初の事業計画書の中、太陽光発電所の売買、もしくは建設後の売電に関して、本件裾野市の発電所はどちらが目的ですか。

A: (バイソンエネルギーのヘレン) 本件太陽光の開発に関して、行政側のことをすべて調整したうえで、役所の指示をいただいております。行政側の許認可を受けるため、去年から区長さんと連絡を取り、説明会のお願いをしました。役所と地元の協議をしながら進めていくつもりです。

あと発電所の販売もしくは完成後に売電するのかにつきまして、弊社は今まで第三者に売るケースと自社所有、二つ方法があります。今回の案件はいいエリアに所在するので、弊社は自社所有と考えております。ただ契約期間は20年ですので、その間、第三者に転売することも可能性があります。その際に、区の同意を得た上で、区と交わした協定書の内容通りに転売させていただきたいと思えます。

弊社の努力としては皆さまの意見などを聞くため、区長さんと連絡して、お知らせをさせていただいて説明会を開催致しました。今日準備した最初の出席名簿ですが、今後周りの住民や、本日出席していない住民にも個別訪問しご挨拶しようと考えております。また、本事業の説明会は1回で終わることなく、皆様と事業に関する話し合いを持ちながら進めて行きたいと思えます。

- 6) 会長: 住民の不安要素は、災害の対応、騒音の問題、反射など、自然災害に対する配慮です。これらに対して十分に対応していただきたい。今現在の条例・法令だけではなく、より厳しい条件もクリアできる設計をいろいろ考えていただきたい。本件、会社の責任が大きいことも認識していただきたい。周囲にフェンスを

設置する予定があると思いますが、当地域は景観に敏感なので、周りに植栽をほどこす等、配慮をしてください。

7) Q:経済産業局の認定があります。国土利用法も受理しました。とあるが、これはどのような届出なのか。

A: (バイソンエネルギーの山崎) 国土利用法は一定規模以上の土地売買の場合、提出する届け出です。

8) Q: (31 班の森川) 今日配布した資料の中の単独運転とは何ですか。停電の時に、どうなるでしょうか。

A: 大規模な停電が発生した場合、東京電力と完全に切り離されてしまい、東京電力に送電できないことになる。このような場合、発電所の中に、コンセントを設けることで、ここから電気を使えるようにするということが、単独運転です。

9) Q: 太陽光発電設備が原因で、ガスタンクに影響があった場合、町内全体がガスを利用できなくなる。このような場合も、保険が使えるのか。

A: 調査して、後日回答します。

10) Q: (自己紹介がない方) : 資料の中に、御社は豊かな経験があると書かれているが、日本で何件の案件、どのぐらいの経験があるかを教えていただきたい。

A: 弊社は 2016 年で設立しました。その中で、実際に建設完了、連系済の場所は 2 カ所です。規模は 2.8MW と 50kw の 24 円案件です。開発中は 20~30 MW です。エリアは北陸、中国、中部、関東エリアになります。

弊社は 2016 年設立した会社で、本社は日本です。支社として、オーストラリア、韓国などがあります。弊社のオーストラリア支社は去年 360 MW の大規模の太陽光発電所を開発しました、新聞に記載されたイタリア太陽光発電所の開発も準備しています。

また、本事業のメンテナンスに関しては基本的に添付資料の通りになります。メンテナンスは専門会社に依頼しますので、その中に、発電所に問題がある場合、必ず電気主任技術者は 2 時間以内に現場までに到着しないといけない法律となっております。

10) Q: 太陽光発電はすごく不安定なので、FIT 法も売電価額が下がっています。大規模の発電所は入札制度がある。いくら価額が下がっても、必要なお金については、ちゃんとお金をかけて、決して住民に迷惑をかけないと約束できますか。

A: (バイソンエネルギーのヘレン) はい。もちろんです。

皆様とお話し合い、意見を交換しなら、事業計画および建設して行こうと思います。

以上

署名
令和 年 月 日

会長

⑩

Bison energy 株式会社
代表取締役 張 恒波

⑩